

強化指定選手等行動規範

<趣旨・目的>

強化指定選手及び育成選手及び日本代表選手（以下、「強化指定選手等」という）が、一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下、「当連盟」という。）に寄与するとともに、フェアプレーの精神とマナーを尊び、健全な社会人としての品格を保ち、アーチェリー競技の向上と発展に貢献するため、日本の障害者アーチェリー競技者としての誇りと自覚と責任をもって明朗闊達に行動し、ひいてはアーチェリー競技の健全な普及・発展を図ることを目的として、この規範を制定する。

<規範の遵守と内容>

強化指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手等は、多くの国民やボランティアの支援を得ていること及び常に社会から注視されていること、障害者アーチャーの憧れであることなどを自覚し、障害者アーチェリー競技の牽引者としての行動をとらなければならない。
2. 強化指定選手等は、指導者やチームメイト、支援に常に笑顔をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。
3. 強化指定選手等は、ドーピング手続きをはじめ、大会への参加規則、登録などの知識及び事務手続きの知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。
4. 強化指定選手等は、当連盟が行うプロモーション活動やアーチェリー普及活動・振興活動に報酬等を得ずに協力するとともに、それぞれ指定された活動に・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会・協賛企業挨拶回り・祝賀会等）には必ず参加すること。但し、監督またはヘッドコーチが競技に支障がある等、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、この限りではない。
5. 強化指定選手等は、国内外での大会への出場及びイベントへの出演時その他強化選手としての活動時に、当連盟によって収められた映像の肖像権及び著作権が助成金元や当連盟に帰属することを理解し、映像の無断使用を行わないこと。
6. 強化指定選手等は、当連盟協賛企業等と競合する所属以外の広告等マーケティング活動を行わないこと。当連盟協賛企業等と所属企業とが競合する場合、強化指定選手等として活動・行事等に参加するにあたっては、当連盟の協賛企業が優先されることを理解すること。
7. 強化指定選手等が、自己都合で指定申請しない又は、辞退をしていた場合の再復帰については、出場選手枠の獲得や障害者選手の特性を把握する意味からもパラリンピック開催前の世界選手権開催年には復帰しておく必要があるので注意すること。

8. 強化指定選手等の活動・行事において、監督又はヘッドコーチにより定められた自国（集合時間、門限等）を厳守する。
9. 当連盟及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会又は日本代表選手団からの要請があったとき、指定の衣服等を着用する。
10. 違法行為又は反社会的勢力との接触等、強化指定選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。SNSによる発信は特に注意をすること。
11. 強化指定選手等としての合宿及び大会期間中の宿舎に於いては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋に、女子選手は男子選手の部屋に立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有スペースで行う。
12. その他、合宿の監督及び日本代表チームの監督又はヘッドコーチにより定められた行動規範を巡視する。

<違反選手に対する処分>

強化指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められた時は、理事会の決定により、処分を受ける。

2. 監督又はヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて強化担当委員会等は、次の処分を行うことができる。
 - (1) 強化指定選手等の活動・行事に参加することを停止させること。
 - (2) 強化指定選手等から除外すること。
 - (3) その他、違反程度に従った処分。
3. 前項第1号及び第2号の処分に際して、理事会、強化担当委員会等は、当該選手からの書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
4. 処分に対する不服申し立てについては、別に定める。

<改廃>

この規範の改廃は、強化委員会及び理事会の決議による。

付則 この規範は、平成30年12月10日から施行する。